

第8次赤穂市行政改革推進委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、第8次赤穂市行政改革推進委員会設置要綱第8条の規定に基づき、第8次赤穂市行政改革推進委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、委員会において出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、会議を公開しないことができるものとする。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の成立）

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（会議の開会等）

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言するものとする。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

（会議録）

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。

- （1）開催日時及び場所
- （2）出席者の氏名
- （3）会議に付した事案の件名
- （4）その他会議において必要と認めた事項

2 委員長は、会議録を公開するものとする。ただし、会議で非公開又は一部非公開とした場合は、この限りではない。

（傍聴）

第7条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、委員長が別に定める。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年12月19日から施行する。